第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第５６１７号
大阪府大東市北条７丁目11番15号
債務者　宮本　　二
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６４８号
大阪市中央区高津３丁目15番10―504号
債務者　田中小夜子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６６５号
大阪市中央区千日前２丁目３番32号　１―５、前住所大阪市淀川区西三国１丁目７番38―402号
債務者　髙橋　　望
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６６６号
大阪市此花区春日出北２丁目７番18号　ジェネシスビル201号
債務者　阿部　康二
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６６９号
大阪府門真市四宮２丁目３番26号
債務者　橘　　茂巳
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６９１号
大阪市平野区平野南３丁目３番14号　501、前住所大阪市平野区加美鞍作１丁目11番22―2602号
債務者　髙橋　義則
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６９５号
大阪府東大阪市三島１丁目25番13号　ダイヤモンドパレス208号
債務者　大塚　　力
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６９７号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番９―105号
債務者　福村　貴司
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７１３号
大阪市西淀川区歌島２丁目７番18号　ＭＭハウス歌島102号室
債務者　生駒　清子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８１２号
大阪市東住吉区桑津１丁目21番26号
債務者　加藤　久子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４号
大阪市天王寺区生玉町12番１―401号
債務者　立道　　実
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６号
大阪市北区池田町１番75―806号
債務者　湊　　雅宣
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７２３号
兵庫県西宮市津門稲荷町５番10―404号
債務者　藤原　清隆
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７３号
兵庫県加東市森尾127番地48　ヴィラナリー加東２―506号
債務者　中井　慎一
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第４号
香川県三豊市詫間町詫間6851番地18
債務者　武内　勇介
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第３００号
長崎県長崎市古賀町969番地１　Ｋハイツ古賀304号室、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ510号
債務者　浜田　孝司
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
青森県八戸市小中野８丁目12番18号　小中野ドリームマンション301
債務者　水堀　裕輔
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係